令和5年　　月　　日

**暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書**

岐阜市長　柴橋　正直　　様

住　　　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　印

　社会実験「鵜飼観覧船乗船場での焼き鮎調理・販売事業」への参加を申し込むに当たり、下記の項目について相違がないことを誓約します。また、誓約内容確認のため、必要に応じて岐阜市が本承諾書をもって関係官公署に調査、照会することを承諾します。

記

１　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当するものではありません。

　（１）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　（２）　暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　（３）　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（４）　自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える

　　　　目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

　（５）　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

　（６）　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　（７）　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（８）　役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与してい

　　　る者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入

契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

２　１の（１）から（８）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。